

## ケガ・病気の保険をご検討中のお客さまへ

ケガや病気に備える保険には、大きく分けて公的保険と民間保険の2種類があります。民間保険は公的保険を補完する面もあることから、ご契約・ご加入にあたっては公的医療保険制度や高額療養費制度等の公的保険制度をご確認ください。

### 公的医療保険制度における医療費の自己負担割合



公的医療保険制度である健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療制度とは、ケガや病気をしたときに、医療費の自己負担額が軽減される制度です。年齢や所得によって、自己負担割合は異なります。

年齢層	一般所得者等の方 <sup>(※1)</sup>	一定以上所得者の方 <sup>(※2)</sup>	現役並み所得者の方 <sup>(※3)</sup>
75歳以上	1割負担	2割負担	3割負担
70歳～74歳	2割負担		
6歳（義務教育就学後）～69歳	3割負担（子供の自己負担割合は自治体により異なる）		
6歳（義務教育就学前）未満	2割負担（子供の自己負担割合は自治体により異なる）		

(※1) 課税所得28万円未満（住民税が課税されている世帯で「一定以上所得」以外）

(※2) 課税所得28万円以上（年金収入＋その他の合計所得金額が単身約200万円以上、複数約320万円以上）

(※3) 課税所得145万円以上（年収単身約383万円以上、複数約520万円以上）

（出典）厚生労働省のウェブサイトなどをもとに損保ジャパンにて作成

（注）2025年9月時点の内容となります。詳しくは厚生労働省のウェブサイトなどをご確認ください。

### 高額療養費制度とは……

医療機関や薬局の窓口で支払う医療費が1か月（暦月：1日～末日）で自己負担限度額を超えた場合に、自己負担限度額以上の医療費について、払い戻しが受けられる制度です。入院時の食費負担や差額ベッド代等は、自己負担費用には含みません。

#### 1か月あたりの医療費の自己負担限度額（69歳以下の場合）

所得による区分	自己負担限度額 （世帯ごと）	多数回該当の場合（※） （4回目以降）
年収 約1,160万円～	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
年収 約770万円～約1,160万円	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
年収 約370万円～約770万円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
年収 ～約370万円	57,600円	44,400円
住民税非課税者の方	35,400円	24,600円

（※）過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

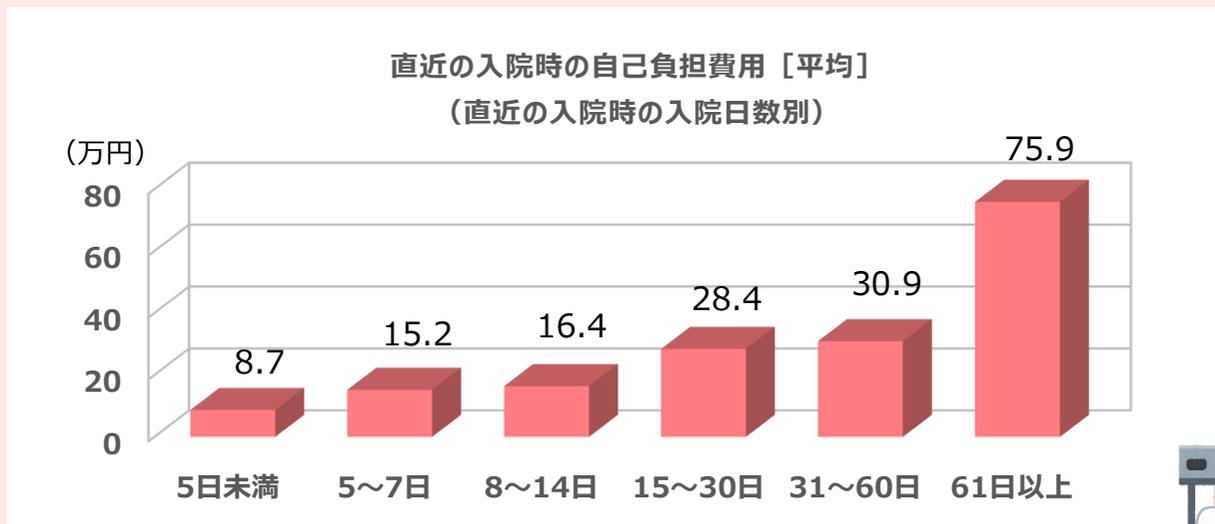
（出典）厚生労働省保険局作成「高額療養費制度を利用される皆さまへ」

（注）2025年9月時点の内容となります。詳しくは厚生労働省のウェブサイトなどをご確認ください。

公的医療保険制度を利用して、医療費の自己負担費用を軽減することはできますが、公的医療保険制度の対象にならない費用もあります。また、治療期間が長くなると自己負担費用は大きくなりますので、入院時の自己負担費用について把握しておくことが大切です。

## 入院時の自己負担費用

入院時の自己負担費用は入院日数が長くなるほど高く、入院日数61日以上の場合は平均75.9万円です。入院日数が5日未満、もしくは5～7日未満の少ない日数の場合であっても、8.7万円、15.2万円となっています。このように高額療養費制度を利用しても、入院時の自己負担費用は発生します。



(注) 自己負担費用には、治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費（見舞いに来る家族の交通費も含む）や衣類、日用品などを含みます。高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額となります。



(出典) (公財) 生命保険文化センター「2022年度 生活保障に関する調査」

- ✓ 入院することになったら費用がまかなえない
- ✓ 公的医療保険制度でカバーできなかった時に備えたい..... など

万が一のケガ・病気に備えた保険をご用意しております。  
お気軽に取扱代理店または損保ジャパンへご相談ください。

(注) このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

【引受保険会社】

損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1  
<連絡先> <https://www.sompo-japan.co.jp/contact/>

SOMPOグループの一員です。

【取扱代理店】

株式会社フロンティア

TEL : 099-239-1167

fax : 099-225-0205

HP : <https://www.frontier1.co.jp/>

e-mail : [info@frontier1.co.jp](mailto:info@frontier1.co.jp)

SJ25-51222 (2025.10.30)